

研究所 月報 2024.11

実務を行う上での注意点

年末調整と定額減税

■「定額減税（年調減税事務）」の手順

2024年分所得税については、「定額による所得税額の特別控除（定額減税）」が実施されます。

適用を受けることができるのは、下記のいずれにも該当する人です。

- ・2024年分所得税の納税者である居住者
 - ・合計所得金額が1,805万円以下（給与収入2,000万円相当）である人
- 定額減税額は、本人と対象となる同一生計配偶者・扶養親族1人につき3万円です。2024年の年末調整では、各従業員について提出された申告書から年末調整時点の状況を確認し、年調減税額を計算して、**本人の所得税額を上限**として所得税額から控除することになります。

年調減税事務は、「住宅借入金等特別控除」の計算後に実施します。

■「定額減税（年調減税事務）」の注意ポイント

すでに「月次減税」を実施しているか否かにかかわらず、**12月31日の現況**で年調減税を実施します。

■同一生計配偶者と扶養親族の考え方

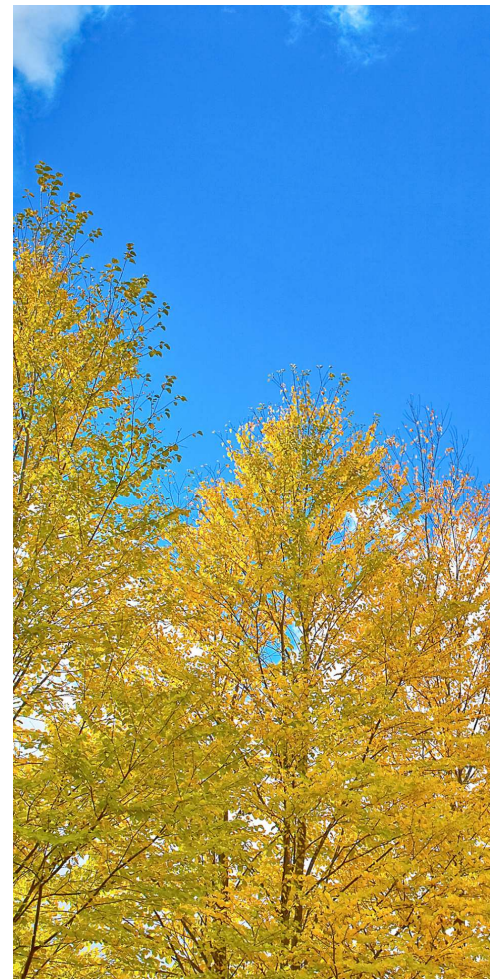
次に「同一生計配偶者」と「扶養親族」についての注意ポイントを確認しておきましょう。同一生計配偶者と扶養親族のうち、「非居住者」は定額減税の対象外となります。

「所得税の控除対象の扶養親族となる親族でも、定額減税では対象外」というケースもありますので、しっかり確認しておきましょう。申告書で判断することができます。

■6月2日以降の扶養親族の増減に注意

また、「月次減税」は6月1日の現況で実施しているため、6月2日以降に扶養親族の増減（子が生まれた、子が就職した、配偶者や子の収入が増え扶養を外れた）により、定額減税の対象者の人数が変更となり、**月次減税額と年調減税額が異なるケースがあります。**

特に、年末調整の結果、扶養親族の減少により徴収しなければならない所得税額が発生した場合、従業員からの問い合わせが増えることも考えられます。徴収になった理由をしっかり回答できるようにしておきましょう。



2024年12月2日以降に変更となる社会保険の資格取得届等

2024年12月2日以降、現行の健康保険証については発行されなくなります。

すでに発行された健康保険証には経過措置が設けられ、2025年12月1日まで使用できるようになっています。

基本的には、マイナンバーカードを健康保険証として利用することになりますが、マイナンバーカードを持っていない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある人については、「資格確認書」が医療保険者から発行され、これを提示することで医療機関等を受診することができます。

そのため、12月2日以降に資格取得や、扶養の異動（増）の手続きをするときには、基本的には、この資格確認書の発行が必要かを申請することになっています。

具体的には、新たに設けられる届出様式の「資格確認書発行要否」欄に、新たに被保険者や被扶養者になる人について、資格確認書を必要とする場合には、「発行が必要」にチェックを入れることになります。

この届出内容に基づき、協会けんぽが資格確認書を発行することになります。

【右】12月2日から用いる新様式

【左】資格確認書のイメージ



ひらたコラム

よく誤解をされますが、私は体力がない方です。アクティブ風を装っていますが、実は20歳までろくに運動をしてこなかった超インドア派です。

そんな体力のない者がハードなスポーツをするものだから、競技の継続には大変苦慮しています。好きだから続ける、というのは根底にありますが、やはり少しでも上昇志向でありたいもの。

しかし、ここにきて地道な努力（トレーニング）も好きじゃないときもんだ。そのため最近、バイクに乗る体力はバイクでつける！と豪語して、週末少しの時間でも基礎練習をすることにしています。基礎は書いて字のごとく、本当に大切な地盤です。仕事も趣味も、基礎を大切にできる者は救われる、はず！



発行/2024年10月31日 第150号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

